

議案第12号

川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について

川崎市民生委員の定数に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市民生委員の定数に関する条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づく民生委員の定数は、220以上440以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の区域の実情に応じて規則で定める数とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を定めるため、この条例を制定するものである。